

東広島市伐採及び伐採後の造林の届出に関する事務取扱要領

令和2年6月22日 制定
令和8年8月17日 最終改正

(目的等)

- 第1条 この要領は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8第1項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出（以下「伐採等届出」という。）及び第10条の8第2項の規定による伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告（以下「状況報告」という。）の手続き等に関し必要な事項を定める。
- 2 この要領は、法令に規定する伐採等届出及び状況報告に関し、法令及び市町村森林整備計画の趣旨に沿って当該制度の適切な運用を図るために定めるものである。
- 3 同条第1項に定める事務については、この要領に定めるもののほか、森林法、東広島市森林整備計画及び伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアルについて（平成20年11月4日付け林野庁森林整備部計画課長通知）（以下「国マニュアル」）に沿って事務処理を行うものとする。

(東広島市森林整備計画の遵守)

- 第2条 森林法第5条に規定する区域において伐採等届出を行う者（以下「届出者」という。）は、伐採等届出を行う際に東広島市森林整備計画を遵守するとともに、法令に従い伐採等届出及び状況報告（以下「届出等」という。）を行わなければならない。
- 2 届出者は、東広島市森林整備計画に定める連続して1ha以上の伐採（以下「一定以上の伐採」という。）を行う場合、伐採区域を周辺住民等に周知に関する方法を伐採等届出に記載し提出しなければならない。
- 3 前項の一定以上の伐採の考え方は、別紙1のとおりとする。
- 4 第2項の伐採等届出を行う場合において、伐採区域に複数の森林所有者が存在する場合、届出者は各森林所有者に、一定以上の伐採の全体計画を説明したうえで同意を取らなければならない。
- 5 第2項に掲げる一定以上の伐採を行う者は、伐採等届出の提出前に、東広島市森林整備計画に沿った施業を行うかどうかについて市長に事前に説明しなければならない。
- 6 前項による事前説明の際は、第3条第2項に規定する書類を提出するものとする。
- 7 第5項の事前説明がなされた場合、市長は届出内容及び東広島市森林整備計画の適合状況について確認し、第3条第4項に準じ、法令に適合するよう資料の補正又は追加提出を届出者に求めるものとする。

(伐採等届出の事務処理)

- 第3条 伐採等届出の様式は、伐採及び伐採後の造林の届出書（別記様式第1号）（以下「伐採届」という。）により行うものとする。
- 2 前項の伐採届に添付する書類は、別紙2の1～9に定める書類とし、伐採及び伐採後の造林の届出書に関する確認リスト（別記様式第2号）にて確認を行う。ただし、別紙2の8については、別紙2の省略できる事例に該当する場合は添付

を省略できるものとする。

- 3 前項の規定について、届出者が過去の届出書に添付した書類（市町が行政文書の保存期間等を勘案し、期間を指定した場合は当該期間内の書類に限る）と同一のものを添付する場合には、「〇年〇月〇日付け届出書に添付した書類と同一」と記載した書面を添付することにより代替できるものとする。
- 4 市長は、第1項で定める伐採等届出が提出され、次に掲げる事項に該当する申請であると認めた場合は、補正又は資料を追加提出させるものとする。
 - (1) 提出された記載事項に不備や錯誤があった場合。
 - (2) 提出された書類を確認した結果、法令や東広島市森林整備計画に適合しない恐れがあると認める場合
 - (3) 提出された書類の申請者について、林地台帳等で確認した結果と相違がある場合。
- 5 市長は、伐採等届出を受理し内容を確認した結果、林地台帳等の記載が事実と相違がある場合は、森林法に規定する土地の所有者届等を活用し、林地台帳の記載内容を修正するものとする。
- 6 市長は、伐採等届出が提出された場合、その申請の内容が法令に違反せず、かつ東広島市森林整備計画に適合すると認めた場合は、適合通知書（別記様式第3号）を、届出者に通知するものとする。なお、ここでいう届出者は、森林所有者及び伐採する者（立木を伐採する権原を有する者）並びに伐採後の造林をする者（造林する権原を有する者）とする。
- 7 前項の規定のうち、伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合は、前項の規定によらず確認通知書（別記様式第4号）を、届出者に通知するものとする。なお、ここでいう届出者は、森林所有者及び伐採する者（立木を伐採する権原を有する者）並びに伐採後の造林をする者（造林する権原を有する者）とする。
- 8 市長は、伐採等届出が提出された場合、その内容を、県が提供する広島県森林情報共有システムに登録するか、伐採届出及び状況報告の管理台帳（別記様式第5号）に登録するものとする。

（伐採及び伐採後の造林の状況報告）

- 第4条 森林法第5条に規定する区域において状況報告を行う者（以下「報告者」という。）は、伐採作業終了後30日以内に伐採に係る森林の状況報告書（別記様式第6号）を、再造林または天然更新が完了した日から30日以内に、伐採後の造林に係る森林の状況報告書（別記様式第7号）を提出するものとする。
- 2 市長は、前項の状況報告を受け、現地調査またはその他の方法により森林の状況を確認するものとする。なお、一定以上の伐採においては、前項の状況報告によらず、伐採届の内容と現地に相違がないかについて適宜現地調査等を行うものとする。
 - 3 市長は、第1項の状況報告が行われていない伐採等届出について整理するとともに、届出者に対し督促書（別記様式第8号）により手続きを行うよう督促するものとする。なお、ここでいう届出者は、立木を伐採する者（伐採する権原を有する者）及び伐採後の造林をする者（造林する権原を有する者）とする。
 - 4 市長は、状況報告が提出された場合、その内容を、県が提供する広島県森林情報共有システムに登録するか、伐採届出及び状況報告の管理台帳（別記様式第5

号) に記録するものとする。

(伐採等届出の変更が生じた場合の事務処理)

第5条 届出者は、伐採等届出の内容に従い、伐採及び造林を行わなければならない。

- 2 届出書の受理後に届出者から伐採の計画等の変更の申出があった場合、伐採期間の変更等市町村森林整備計画との適合に影響のない軽微な変更については、既存の届出書の補正により対応を行うものとする。伐採方法の変更等市町村森林整備計画との適合に影響を与える変更については、伐採途中である場合は、直ちにこれを中止し、改めて伐採を開始する日前90日から30日までの間に届出者に対し伐採及び伐採後の造林の変更届出書(別記様式第9号)の提出を求めるものとする。

(無届伐採の事務処理)

第6条 市長は、伐採届を提出することなく、森林法第10条の8第1項に規定する伐採を行った森林所有者や伐採の権原を有する者(以下「無届伐採者」という。)を発見した場合は、国マニュアルに従い、届出が提出されていない場所や行為者について現地調査を行い伐採区域の特定を行うとともに、関係者(森林所有者、無届伐採者)に聞き取りを行うなど、違反行為の事実確認を速やかに行うものとする。

- 2 前項の事実確認の結果、無届伐採と認められる場合は、無届伐採者に対し、原則として無届伐採における伐採の中止及び伐採後の造林の指導書(別記様式第10号)により通知するものとする。
- 3 違反行為の事実が確認された場合は、無届伐採者が初犯であって、届出制度を了知・熟知していないと認められる場合、又は、錯誤による場合など、過失の程度が低いと判断した場合は、錯誤等により無届伐採を行った場合の顛末書(別記様式第11号)を提出させるものとする。
- 4 前項の顛末書が無届伐採者から提出された場合、次回同様の無届伐採を行った場合には告発を行う旨を記載した錯誤等により無届伐採を行った場合の指導書(別記様式第12号)を無届伐採者に通知するものとする。
- 5 伐採事業者が、次に掲げる悪質な違反案件を行った場合は、速やかに広島県及び警察と連携して対応を検討し、告発等を行うものとする。
 - (1) 過去に伐採等届出を提出しているなど森林法制度を了知・熟知していることが明らかに関わらず、無届伐採を行った場合
 - (2) 森林所有者が特定可能な状況にも関わらず、故意に森林を伐採した場合
 - (3) その他市長が悪質な事例と認める場合

(無断伐採の事務処理)

第7条 市長は、森林所有者や伐採の権原を有している者から同意を得ることなく森林法第10条の8第1項に規定する伐採を行った者(以下「無断伐採者」という。)を発見した場合は、国マニュアルに従い、現地調査を行い伐採区域や事実確認の特定を行うとともに、関係者(森林所有者、無断伐採者)に聞き取り等を行うなど、状況の事実確認を速やかに行うものとする。

- 2 前項の事実確認の結果、無断伐採と認められる場合は、県と連携して告発等の

手続きを進めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和２年７月１日から施行する。
- 2 市長は、事務処理要領の制定にあたり、事前に当該規定を、市民や森林所有者や伐採事業者等に周知するとともに、ホームページに掲載するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和８年９月１日から施行する。

(別紙 1)

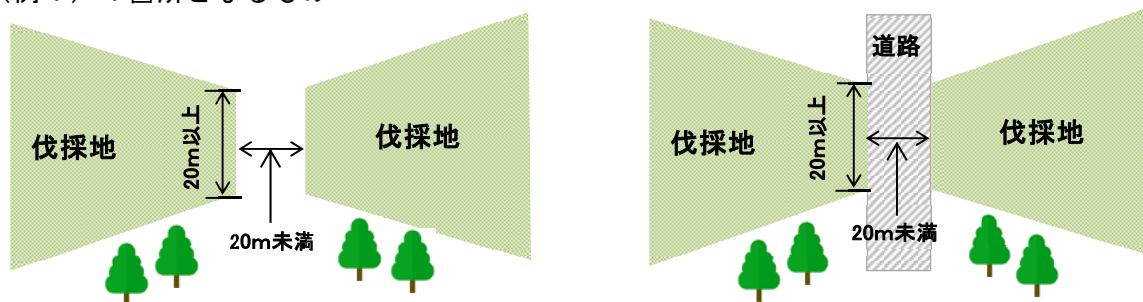
一定以上の伐採の考え方

伐採箇所が点在するなど、一定以上の伐採の考え方については次のとおりとする。

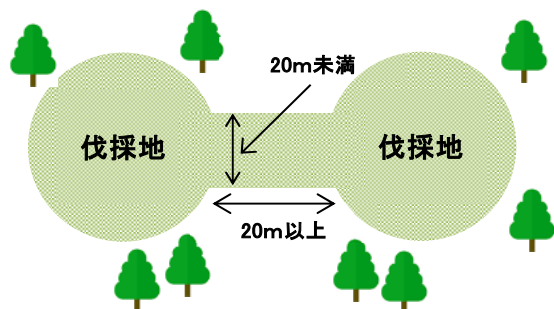
立木の伐採により生ずる連続した伐採跡地（連続しない伐採跡地があっても、相隣する伐採跡地で当該伐採跡地間の距離（当該伐採跡地間に介在する森林（未立木地を除く。）又は森林以外の土地のそれぞれについての距離をいう。）が20m未満に接近している部分が20m以上にわたっているものを含む。）をいう。（例1）

ただし、形状が一部分くびれている伐採跡地でそのくびれている部分の幅が20m未満であり、その部分の長さが20m以上にわたっているものを除く。（例2）

(例1) 1箇所となるもの



(例2) 1箇所とならないもの



(別紙2)

伐採等届出に必要な書類

番号	必要な書類	内容	備考
1	伐採届	別記様式第1号 ※森林所有者、伐採する者、伐採後造林をする者全てが内容を確認したことを証するため、4部作成し、1部は提出、3部については、各自その1通を所持する。	必須
2	添付資料が確認できる書類	別記様式第2号 ※森林所有者、伐採する者、伐採後造林をする者全てが内容を確認したことを証するため、4部作成し、1部は提出、3部については、各自その1通を所持する。	必須
3	森林の位置図及び区域図	・国土地理院地図や森林計画図、空中写真等に森林の位置及び伐採区域の外縁を明示したもの なお、市(町)が認める方式により伐採区域が判別できる座標値を伴った電子データがある場合は、そのデータ提出をもって代えることができる。	必須
4	本人確認書類	【法人の場合】 ・法人の登記事項証明書 ・法人番号を記載した書類 ・法人の名称及び所在地を記載した書類 【法人でない団体の場合】 ・団体の規約 ・団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 【個人の場合】 ・住民票の写し ・個人番号カード(表面) ・運転免許証 ・国民年金手帳 等	必須
5	他の行政庁の許認可の申請状況を記載した書類	・行政庁が発行した証明書、許認可証の写し ・申請中の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類 ・申請前の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類	必須 (別紙3に該当する場合)

6	土地の登記事項証明書(準ずるものを含む)など、伐採後の造林をする権原を有することを証する書類 ※	・土地の登記事項証明書 ・土地の売買契約書 ・遺産分割協議書 ・贈与契約書 ・固定資産税納税通知書 ・伐採後の造林の受委託契約書 ・土地の賃借契約書 等	必須
7	森林の土地の所有者でない場合は、森林を伐採する権原を有することを証する書類 ※	・立木の登記事項証明書 ・立木売買契約書 ・遺産分割協議書 ・贈与契約書 ・伐採の同意書・承諾書 ・伐採の受委託契約書 等	必須 (該当する場合のみ)
8	隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類	・境界確認に立ち会った者の氏名や境界確認日時など境界確認時の状況を記載した書類(別記様式第13号) ・隣接森林所有者の現地立会写真 ・隣接森林との境界に係る既存の資料の確認などの取組状況を説明した書類 等	必須
9	その他、市(町)が必要と認める書類	・地元自治会、土地改良区、水利組合等の承諾書、協議書 ・伐採及び集材に係るチェックリスト ・搬出計画図(「3 森林の位置図及び区域図」に土場や集材路を図示したもの)。 ・他法令に基づく届出等の手続き状況を説明する書類 ・開発行為に関する計画書等(伐採跡地を森林以外の用途に供する場合) など、地域の実情に応じて市町の庁が必要と認める書類	必須 (該当する場合のみ)

※ 林地台帳等で確認できる森林の土地の所有者との権原関係を証する書類の添付が困難な場合には、以下の書面の添付も認められます。

- ・森林の土地の所有権又は伐採後の造林をする権原に関する状況を記載した書面
- ・伐採権原に関する状況を記載した書面

第3条第2項 省略できる事例

番号	事例	省略できる書類
1	届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合(単木的な伐採など境界に隣接しない場合)	上記8

2	地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに 適当なものにより届出の対象となる森林の土地 が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合 (境界杭などにより境界が明らかな場合)	上記 8
3	届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の 土地の所有者との境界の確認を確実にしようと認 められる場合 (誓約書の提出等により届出後、 伐採前に境界確認を実施することを明らかにし た場合)	上記 8

※ 1～3について、過去3年の間に伐採に係る指導、勧告又は命令を受けていた場合(他の市町村において行政処分等を受けていた場合を含む)は、添付の省略は認められない。

(別紙3)

立木の伐採等に係る法規制一覧表

区域の種類	規制法令の名称	規制対象となる行為	必要な許認可
・保安林 ・保安施設地区	森林法	・木竹の伐採 ・土地の形質の変更 等	県知事許可
砂防指定地	砂防法	・木竹の伐採 ・土地の形状の変更 等	県知事許可
地すべり防止区域	地すべり等防止法	・地下水を誘致する行為 ・のり切、切土 等	県知事許可
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	・木竹の伐採 ・切土、盛土 等	県知事許可
土砂災害計画区域のうち 土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	・特定開発行為	県知事許可
宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域	宅地造成及び特定盛土規制法	・宅地造成 ・特定盛土 ・土石の体積	県知事(市町 長)許可
国立公園 (特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域)	自然公園法	・工作物の新築、改築、増築 ・木竹の伐採 ・土地の形状の変更 等	環境大臣許可
国定公園 (特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域)	自然公園法	・工作物の新築、改築、増築 ・木竹の伐採 ・土地の形状の変更 等	県知事(市町 長)許可
県立自然公園 (特別保護地域)	県立自然公園条例	・工作物の新築、改築、増築 ・木竹の伐採 等	県知事(市町 長)許可
県自然環境保全地域 (特別地区)	県自然環境保全条例	・建築物その他工作物を新築、改築、増築 ・木竹の伐採 等	県知事(市町 長)許可
鳥獣保護区 (特別保護地区)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	・工作物の新築、改築、増築 ・木竹の伐採 等	県知事許可
都市計画区風致地区	都市計画法(市条例)	・工作物の新築、改築、増築 ・土地の形質の変更 ・木竹の伐採 等	市長許可
特別母樹林	林業種苗法	・樹木の伐採	農林水産大臣 許可
史跡名勝天然記念物	文化財保護法	史跡名勝天然記念物の現状変更	文化庁長官許可

※ 国マニュアル(最終改正:令和8年3月)「8 立木の伐採等に係る法規制一覧表」のうち、R7年10月1日時点で広島県に該当があると確認できた区域を抽出してリスト化したもの。

(別記様式第1号)

伐採及び伐採後の造林の届出書

令和 年 月 日

東広島市長 様

森林所有者

住 所

氏 名

電話番号

E-mail

伐採する者(立木を伐採する権原を有する者)

住 所

氏 名

電話番号

E-mail

伐採後の造林をする者(造林する権原を有する者)

住 所

氏 名

電話番号

E-mail

※法人にあつては、名称及び代表者の氏名

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。
本伐採は届出者である(のうち) が所有する立木(又は長期受委託契約に基づき が所有する立木)を伐採するものです。

1 森林の所在場所

東広島市	町	字	地番
------	---	---	----

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 伐採実施に当たっての周辺住民などへの周知の方法

(一定(1ha)以上の伐採の場合は記載すること。)

--

4 備考

--

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

伐採者

住 所

氏 名

電話番号

E-mail

※法人にあつては、名称及び代表者の氏名

1 伐採の計画

伐 採 面 積	ha(うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐 採 方 法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐 採 率	%
作 業 委 託 先			
伐 採 樹 種			
伐 採 齢			
伐 採 の 期 間			
集 材 方 法	集材路・架線・その他 ()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員	m	延長 m

2 備考

--

注意事項

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。
- 5 伐採する区域を、届出書毎に1/5,000より縮尺が大きい図面に赤色で図示したものを添付すること。なお、伐採した立木を搬出する場合は、搬出経路を青色で図示すること。(測量データがある場合は、その図面を添付してもよい。)

(別添)

造林計画書

造林者

住 所

氏 名

電話番号

E-mail

※法人にあつては、名称及び代表者の氏名

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	ha
人工造林による面積 (A + B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C + D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人 工 造 林 (植栽・人工播種)			ha	本		
天 然 更 新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)						
5年後において 適確な更新が なされない場合						

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

2 備考

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること

(別記様式第2号)

伐採及び伐採後の造林の届出書に関する確認リスト

森林所有者

住 所

氏 名

電話番号

E-mail

伐採する者(立木を伐採する権原を有する者)

住 所

氏 名

電話番号

E-mail

伐採後の造林をする者(造林する権原を有する者)

住 所

氏 名

電話番号

E-mail

以下の事項を確認のうえ、提出します。

No.	項目	確認内容	チェック								
1	提出書類	以下の書類が添付されているか。 <table><tr><td>☐ 添付資料が確認できる書類(別記様式第2号)</td></tr><tr><td>☐ 森林の位置図・区域図</td></tr><tr><td>☐ 届出者の確認書類</td></tr><tr><td>☐ 他法令の許認可関係書類(該当する場合のみ)</td></tr><tr><td>☐ 土地の登記事項証明書等</td></tr><tr><td>☐ 伐採の権原関係書類(該当する場合のみ)</td></tr><tr><td>☐ 隣接森林との境界関係書類</td></tr><tr><td>☐ 市町長が必要と認める書類(該当する場合のみ)</td></tr></table>	☐ 添付資料が確認できる書類(別記様式第2号)	☐ 森林の位置図・区域図	☐ 届出者の確認書類	☐ 他法令の許認可関係書類(該当する場合のみ)	☐ 土地の登記事項証明書等	☐ 伐採の権原関係書類(該当する場合のみ)	☐ 隣接森林との境界関係書類	☐ 市町長が必要と認める書類(該当する場合のみ)	
☐ 添付資料が確認できる書類(別記様式第2号)											
☐ 森林の位置図・区域図											
☐ 届出者の確認書類											
☐ 他法令の許認可関係書類(該当する場合のみ)											
☐ 土地の登記事項証明書等											
☐ 伐採の権原関係書類(該当する場合のみ)											
☐ 隣接森林との境界関係書類											
☐ 市町長が必要と認める書類(該当する場合のみ)											
2	状況報告等	伐採後次の手続きが必要であることを理解している。 ・伐採作業終了後30日以内に伐採に係る森林の状況報告書を提出すること。 ・人工造林の場合、 <u>植栽完了の日から30日以内に伐採後の造林に係る森林の状況報告書を提出すること。</u> ・天然更新の場合、 <u>天然更新完了の日から30日以内に伐採後の造林に係る森林の状況報告書を提出すること。</u> ・伐採届の <u>届出内容について変更が生じた場合は、速やかに市(町)長に変更届を提出すること。</u>									
3	森林所有者の確認	届出書を提出する区域の森林所有者について、土地登記簿や地籍調査の結果等 <u>土地の所有形態が明らかになっている資料を基に地権者の特定作業</u> を行っているか。 (<u>森林計画図のみによる森林所有者の特定は不可</u>)									

4	隣接所有者の確認 (森林所有者以外の伐採のみ)	隣接所有者と伐採の内容を説明するとともに境界を確認している。	
5	(一定以上の伐採の場合) 同意確認	伐採区域の全体計画を説明している。(説明を受けている。)	
6	再造林(天然更新)を行う者は明らかに なっているか	<u>造林を行う者が明らか</u> になっており、その者が再造林の実行責任又は天然更新が行われなかった場合の天然更新補助作業が必要だということを理解している。	
7	申請図面の取扱い	提出された図面の範囲以外で伐採を行う場合は、別途伐採及び造林届が必要であることを理解している。	
8	東広島市森林整備計画の遵守	伐採前に、東広島市森林整備計画の伐採に関する事項を理解している。	

(別記様式第3号)

伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書

東 広 農 水 第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長
(農 林 水 産 課)
(公 印 省 略)

令和 年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された下記の伐採及び伐採後の造林の計画は、東広島市森林整備計画に適合すると認められるので、通知します。

提出された伐採及び伐採後の造林の届出の概要

森林の所在場所	東広島市 町 字 地番
伐採面積	ha
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐 伐採率(%)
伐採の期間	
伐採樹種	
伐採齢	
集材方法	集材路・架線・その他()
造林の方法	人工造林(植栽・人工播種) 天然更新(ぼう芽更新・天然下種更新) 樹種、本数
造林の面積	ha
造林の期間	
鳥獣害対策	

(留意事項)

- ・伐採終了までに届出書の内容(森林所有者、伐採する者、伐採後の造林をする者、伐採区域、伐採期間の変更等記載事項の全てを含む)変更や、伐採の取りやめ等が生じた場合には、速やかに変更届出書と必要な書類を提出してください。
- ・伐採期間終了後に、届出書に記載の伐採後の造林をする者に変更があった場合、又は造林の方法に変更があった場合には、速やかに届出書を再提出してください。
- ・届出書の計画に従って伐採及び伐採後の造林を実施してください。届出の内容と異なる伐採及び伐採後の造林を行った場合、報告、遵守命令等がなされる場合があります。
- ・上記命令に従わず、引き続き届出の内容と異なる伐採及び伐採後の造林が行われた場合、本適合通知書が無効になることはもとより、森林法第207条第2号の規定により罰則が適用される場合があります。
- ・造林の方法が「天然更新」である場合において、5年が経過した時点で更新が図られないときは、その後2年以内に天然更新補助作業又は植栽を実施していただくことになりますので注意してください。
- ・伐採、搬出に当たっては、土地の保全、水源かん養、環境保全等に配慮し、当該地域及び周辺地域での土砂の流出、崩壊、その他災害が発生しないよう十分留意して行ってください。
- ・届出書に記載された伐採の期間前に伐採を行った場合、無届伐採として罰則が適用される場合があります。
- ・届出書に記載された伐採面積を超えて伐採した場合、無届伐採として罰則が適用される場合があります。
- ・届出書に記載された伐採の期間を超えて伐採する場合、新たに届出書の提出が必要ですので注意してください。
- ・届出書の記載内容を厳守するとともに、伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採してください。所在場所以外の森林を伐採し紛争が生じた場合は伐採を行う届出人の責任において解決を図ってください。
- ・伐採時の事故防止に努めるとともに、伐採用資機材の搬入・搬出及び伐採木の搬出を行う際の交通安全等、周辺地域の状況に十分配慮してください。
- ・1ヘクタール(太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ヘクタール)を超えて伐採跡地を森林以外に転用する場合、事前に森林法第10条の2第1項に基づく知事の許可が必要ですので十分注意してください。(林地開発許可申請)

(別記様式第4号)

伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書

東 広 農 水 第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長
(農 林 水 産 課)
(公 印 省 略)

令和 年 月 日に提出のあった伐採後に森林以外の用途に供されることが記載された伐採及び伐採後の造林の届出書について、下記の内容を確認したので通知します。

提出された伐採及び伐採後の造林の届出の概要

森林の所在場所	東広島市 町 字 地番
伐採面積	ha
伐採方法	主伐(皆伐)
伐採の期間	
伐採樹種	
伐採齢	
集材方法	集材路・架線・その他()

(留意事項)

- ・伐採終了までに伐採届出の内容(森林所有者、伐採する者、伐採後の造林をする者、伐採区域、伐採期間の変更等記載事項の全てを含む)変更や、伐採の取りやめ等が生じた場合には、速やかに変更届出書と必要な書類を提出してください。
- ・届出書の計画に従って伐採及び伐採後の造林を実施してください。届出の内容と異なる伐採及び伐採後の造林を行った場合、勧告、遵守命令等がなされる場合があります。
- ・上記命令に従わず、引き続き届出の内容と異なる伐採及び伐採後の造林が行われた場合、本確認通知書が無効になることはもとより、森林法第207条第2号の規定により罰則が適用される場合があります。
- ・伐採、搬出に当たっては、土地の保全、水源かん養、環境保全等に配慮し、当該地域及び周辺地域での土砂の流出、崩壊、その他災害が発生しないよう十分留意して行ってください。
- ・伐採後転用が実行されず、5年が経過した時点で更新が図られていない場合は、その後2年以内に天然更新補助作業又は植栽を実施していただくことになりますので十分注意してください。
- ・届出書に記載された伐採の期間前に伐採を行った場合、無届伐採として罰則が適用される場合があります。
- ・届出書に記載された伐採面積を超えて伐採した場合、無届伐採として罰則が適用される場合があります。
- ・届出書に記載された伐採の期間を超えて伐採する場合、新たに届出書の提出が必要ですので注意してください。
- ・届出書の記載内容を厳守するとともに、伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採してください。所在場所以外の森林を伐採し紛争が生じた場合は伐採を行う届出人の責任において解決を図ってください。
- ・伐採時の事故防止に努めるとともに、伐採用資機材の搬入・搬出及び伐採木の搬出を行う際の交通安全等、周辺地域の状況に十分配慮してください。
- ・1ヘクタール(太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ヘクタール)を超えて伐採跡地を森林以外に転用する場合、事前に森林法第10条の2第1項に基づく知事の許可が必要です。十分注意してください。(林地開発許可申請)

(別記様式第5号)

伐採届出及び状況報告の管理台帳

番 号	伐採等の届出事項															状況報告事項										備 考	
	届 出 年 月 日	届 出 者	伐採に係る所在場所					伐採計画						造林計画				伐採状況報告書				造林の状況報告書					現 地 確 認 の 有 無
			市	町	大字	字	地番	伐採者	伐採面積 (ha)	伐採方法	伐採樹種	伐採期間	一定以上の伐採	造林者	造林方法	造林面積	造林の期間	報告年月日	報告者	伐採面積 (ha)	伐採期間	報告年月日	報告者	造林の方法	造林の期間		

※一定以上の伐採の欄については地区名を入れるなど管理し、適宜現地調査などを行う。

(別記様式第6号)

伐採に係る森林の状況報告書

令和 年 月 日

東広島市長 様

住 所

氏 名

電話番号

E-mail

※法人にあつては、名称及び代表者の氏名

令和 年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

東広島市	町	字	地番
適合又は確認通知書番号【東広農水第 号】			

2 伐採の実施状況

伐 採 面 積	ha(うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐 採 方 法	皆伐・択伐	伐採率	%
森林所有者(造林する者)の伐採跡地の確認の有無	有 ・ 無		
作 業 委 託 先			
伐 採 樹 種			
伐 採 齢			
伐 採 の 期 間			
集 材 方 法	集材路・架線・その他 ()		
集材路の幅員・延長	幅員	m ・ 延長	m

3 備考

--

注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 4 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 5 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 6 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。

(別記様式第7号)

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

令和 年 月 日

東広島市長 様

報告者

住 所

氏 名

電話番号

E-mail

※法人にあつては、名称及び代表者の氏名

令和 年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

東広島市	町	字	地番
適合又は確認通知書番号【東広農水第 号】			

2 伐採後の造林の実施状況

	造林の 方 法	造林の 期 間	造 林 樹 種	樹種別の 造林面積	樹種別の 造林本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人工造林				ha	本		
天然更新				ha	本		

3 備考

--

注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 4 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 5 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 7 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 8 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

(裏面) 伐採後の造林に係る状況報告書

以下のとおり更新していることを報告します。

- ① 伐採跡地が全体的に更新されています。
- ② 後継樹は、更新対象樹種の稚樹の樹高が30cmを上回っています。
- ③ 後継樹が草本等の草丈を超えて、概ね2,000本/ha以上成立しています。

1 造林地全景の遠景(数枚に分けて可)

2 更新樹種の生育状況(代表的な樹種の樹高や成立本数がわかる近景)

(別記様式第8号)

督促書

東 広 農 水 第 号

令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長

(農 林 水 産 課)

(公 印 省 略)

令和 年 月 日付けで提出された伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林について、伐採に係る森林の状況報告書(伐採後の造林に係る森林の状況報告書)が提出されていません。については、森林法第10条の8第2項の規定により、速やかに報告してください。

1 森林の所在場所

東広島市	町	字	地番
------	---	---	----

適合又は確認通知書番号【東広農水第 号】

【森林法抜粋】

第10条の8 森林所有者等(市町村がその区域内において伐採する場合の当該市町村を除く。以下この条において同じ。)は、地域森林計画の対象となっている民有林(第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)～(11) (略)

2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。

【農林水産省令抜粋】

第14条の2 法第10条の8第2項の規定による報告は、伐採(間伐を除く。以下この条において同じ。)の終わった日及び伐採後の造林の終わった日からそれぞれ30日以内に当該伐採の終わった日及び当該伐採後の造林の終わった日の状況を記載した報告書を提出しなければならない。

(別記様式第9号)

伐採及び伐採後の造林の変更届出書

令和 年 月 日

東広島市長 様

森林所有者

住 所
氏 名
電話番号
E-mail

伐採する者(立木を伐採する権原を有する者)

住 所
氏 名
電話番号
E-mail

伐採後の造林をする者(造林する権原を有する者)

住 所
氏 名
電話番号
E-mail

※法人にあつては、名称及び代表者の氏名

令和 年 月 日付で届出の内容に変更がありましたので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である(のうち) が所有する立木(又は長期受委託契約に基づき が所有する立木)を伐採するものです。

変更箇所
に
印する。

☐

1 森林の所在場所

東広島市	町	字	地番
------	---	---	----

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおりに記載する。

☐

3 伐採実施に当たっての周辺住民などへの周知の方法

(一定以上の伐採の場合は記載すること。)

--

☐

4 備考

--

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

伐採者

住 所

氏 名

電話番号

E-mail

※法人にあつては、名称及び代表者の氏名

変更箇所に
印する。

☐

1 伐採の計画

伐 採 面 積	ha(うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐 採 方 法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐 採 率	%
作 業 委 託 先			
伐 採 樹 種			
伐 採 齢			
伐 採 の 期 間			
集 材 方 法	集材路・架線・その他 ()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 m	・ 延長 m	

☐

2 備考

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。
- 伐採する区域を、届出書毎に1/5,000より縮尺が大きい図面に赤色で図示したものを添付すること。なお、伐採した立木を搬出する場合は、搬出経路を青色で図示すること。(測量データがある場合は、その図面を添付してもよい。)

(別添)

造林計画書

造林者

住 所

氏 名

電話番号

E-mail

※法人にあつては、名称及び代表者の氏名

変更箇所に
印する。

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	ha
人工造林による面積 (A + B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C + D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人 工 造 林 (植栽・人工播種)			ha	本		
天 然 更 新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)						
5年後において 適確な更新が なされない場合						

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

2 備考

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること

(別記様式第10号)

指 導 書

東広農水第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長
(農 林 水 産 課)
(公 印 省 略)

あなたが行った下記の森林における森林の伐採は、森林法(昭和26年法律第249号)第10条の8第1項の規定に違反しているため、直ちに伐採を中止するとともに、東広島市森林整備計画に定める造林の基準に従い速やかに伐採跡地への造林を行うよう指導します。

また、引き続き伐採した場合又は造林が実施されない場合は、勧告及び伐採の中止命令並びに造林命令を行うこととなるので、今後の造林の計画について速やかに報告して下さい。

1 森林の所在場所

東広島市 町 字 地番

適合又は確認通知書番号【東広農水第 号】

東広島市森林整備計画に定める造林の基準

- 1 人工造林の場合は、2年(択伐(伐採率が10分の4を超えないものに限る。))により伐採した場合にあっては5年)以内に造林を完了すること
- 2 天然更新の場合は、5年以内に造林が完了しなければ植栽を行うこと

【森林法抜粋】

第10条の8 森林所有者等(市町村がその区域内において伐採する場合の当該市町村を除く。以下この条において同じ。)は、地域森林計画の対象となっている民有林(第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)～(11) (略)

【農林水産省令抜粋】

第9条 法第10条の8第1項の届出書は、伐採を開始する日前90日から30日までの間に提出しなければならない。

(別記様式第11号)

顛 末 書

令和 年 月 日

東広島市長 様

届出人

住 所

氏 名

電話番号

E-mail

※法人にあっては、名称及び代表者の氏名

私は、地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採にあたって森林法(昭和26年法律249号)第10条の8第1項に規定する「伐採及び伐採後の造林の届出」をすることなく伐採を行いました。

つきましては、下記のとおりその顛末を報告するとともに、今後、立木の伐採にあたっては関係法令を遵守し、適切な法手続きを行います。

1 無届伐採を行った森林の所在場所及び森林所有者の住所・氏名

森林の所在場所	市町	大字	字	地番
森林所有者の住所・氏名	住所			
	氏名			

2 無届伐採の内容

無届で伐採を行った期間	年 月 日～ 年 月 日
伐採面積(ha)	ha
伐採樹種及び林齢	樹種名()、林齢()
本来届出すべき期日	年 月 日まで

3 無届伐採を行った経緯及び理由

4 再発防止に向けた対応

今後は、法令を遵守し、伐採を行う前に、森林の境界と森林所有者を確認したうえで、「伐採及び伐採後の造林の届出」を行います。

なお、これに違反した場合には、森林法違反として告発等がなされることについて十分理解いたしました。

5 その他(無届伐採を行った森林所有者との協議内容と結果について記載してください。)

(別記様式第12号)

指 導 書

東広農水第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長
(農 林 水 産 課)
(公 印 省 略)

あなたは、地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採にあたって「伐採及び伐採後の造林の届出」をすることなく伐採を行いました。この行為は、森林法(昭和26年法律第249号)第10条の8第1項の規定に違反していますので厳重に注意します。

今後、森林の伐採にあたっては関係法令を遵守し、適切な手続きを行うよう指導します。

なお、今後同様の行為を行った場合には、森林法の規定に基づき告発等の措置を講ずることとなりますので、十分留意願います。

【森林法抜粋】

第10条の8 森林所有者等(市町村がその区域内において伐採する場合の当該市町村を除く。以下この条において同じ。)は、地域森林計画の対象となっている民有林(第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)～(11) (略)

【農林水産省令抜粋】

第9条 法第10条の8第1項の届出書は、伐採を開始する日前90日から30日までの間に提出しなければならない。

(別記様式第13号)

隣接森林所有者との境界確認の状況について

令和 年 月 日

東広島市長 様

住 所
氏 名
電話番号
E-mail

東広島市 の森林の立木の伐採にあたり、隣接する以下の森林の森林所有者と境界確認を行いました。

地番	森林所有者		確認方法
	住所	氏名	

なお、境界に関する争いが生じた場合には、届出者の責任において対応を行います。